

【本号の内容】

1. はじめに
2. 取得関連コストの費用化
3. 少数株主との取引
4. のれんの償却/非償却
5. 日本版 IFRS とのれんの償却

株式会社DCoはGCAサヴィアングループの一員として、M&A・事業再生に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しており、高品質かつ広範囲のデューデリジェンス・サービスを提供するとともに、企業価値評価、会計・税務に関するストラクチャリング・アドバイス、ポストディール(PMI)サポートまで幅広いサービスを提供致します。

詳しくは、<http://www.dcock.com>にて紹介しています。

～「企業結合に関する会計基準」等の改正～

1. はじめに

我が国における M&A に係る会計処理を規定した「企業結合に関する会計基準」及び関連する会計基準が改定され、平成 25 年 9 月 13 日に企業会計基準委員会(ASBJ)から「企業結合に関する会計基準」及び関連する会計基準等の改正(以下、「本会計基準等の改正」)が公表されました。

本会計基準等の改正は、国際的な会計基準である国際財務報告基準(IFRS)で定める会計処理との差異を調整するために、連結財務諸表及び企業結合等に関する会計処理についてこれまでとは異なる取扱いを定めたものであり、2016 年 3 月期より強制適用となります。

主な改正内容は、①取得関連コストの費用化、②連結財務諸表における少数株主(非支配株主)との取引であり、本稿ではこの 2 つの改正点について解説させて頂くとともに、依然として残る M&A 会計に係る日本基準と IFRS との差異(のれんの償却処理)について解説させて頂きます。

2. 取得関連コストの費用化

従来、成約した M&A 取引において発生した社外のアドバイザー、専門家に対する報酬などの取得関連コストは、子会社化に伴う連結処理、合併、事業譲渡、いずれのケースにおいても取得原価(のれん)を構成してきましたが、今回の改正で IFRS の処理と同じく、全て発生時に費用処理されることになりました。

表1 取得関連コストに関する取扱い

	連結(子会社)/合併/事業譲渡	
	現行	改正後
外部のアドバイザー支払った報酬・手数料	取得原価(のれん)を構成	費用処理
社内の人件費(プロジェクト人員に係る人件費)	費用処理	費用処理

従来ののれんに含まれていた取得関連コストは今後費用処理されることになります

一方、取得原価算入が求められる税務処理との関係も斟酌し、子会社株式を取得した際の個別財務諸表上の会計処理は変更されず、引き続き

金融商品会計基準に従って原則として取得時に原価算入されるため、実務的には、連結決算手続において費用処理への修正が必要となることに留意する必要があります。

表2 個別財務諸表上及び税務上の取り扱い

	個別財務諸表における取扱い		税務上の処理
	現行	改正後	
子会社株式として取得	取得原価を構成	取得原価を構成	取得原価を構成
合併(合併会社) 事業譲渡(譲受会社)	のれんを構成	費用処理	損金処理

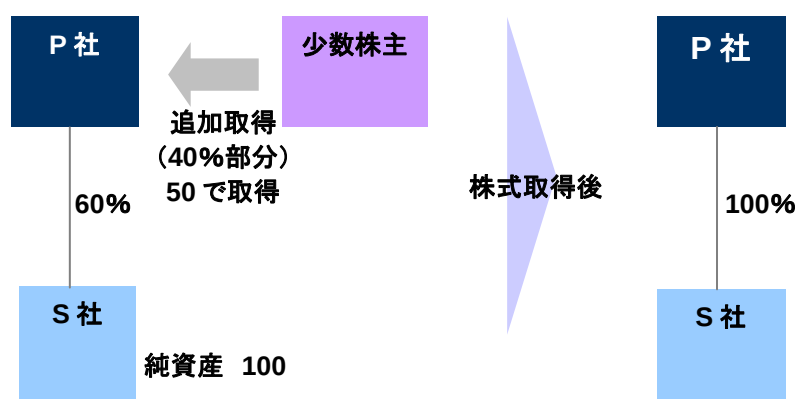
3. 少数株主との取引

(1) 子会社株式の追加取得

持分比率を増加させるべく子会社株式を少数株主から追加取得する場合、従来、追加取得額と持分純資産相当額の差額は「のれん」として処理されていましたが、改正後、当該少数株主との取引は、資本取引(「資本剰余金の増減項目」)として取り扱われ、追加で「のれん」が発生することはありません。

子会社株式の追加取得に伴い
のれんが追加で発生すること
はなくなります

ex. 従来から 60% 持分を保有し子会社としている S 社(純資産 100)の 40% 持分を 50 で追加取得し完全子会社化する。



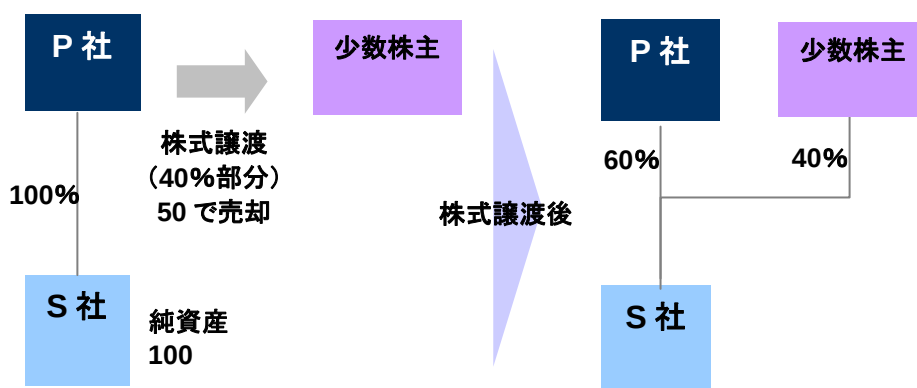
子会社株式の追加取得に係る処理の改正	
現行	改正後(IFRSと同様)
・のれんが10(=取得対価50-純資産40(100×40%))追加計上される	・のれんは追加計上されない ・投資消去差額10(追加取得対価50-純資産100×40%)は、資本剰余金の減少項目として取り扱われる

子会社株式の一部売却に伴い売却損益が認識されることはなくなります

(2) 子会社株式の一部売却

子会社としてのステータスは変わりませんが、子会社株式（持分）を一部売却する場合、従前は連結上、売却損益が認識されましたが、改正後、当該売却損益は損益計算書を通らずに（1）同様、資本取引（「資本剰余金の増減項目」）として取り扱われることになりました。益出しを目的とした子会社株式の一部売却は今後できないことになりました。

ex. 100%子会社である S 社（純資産 100、のれんなし）の 40%持分を第三者へ 50 で売却する。



子会社株式の一部売却に係る処理の改正	
現行	改正後 (IFRSと同様)
・売却益が10(=売却額50－純資産100×40%)計上される	・売却益は計上されない ・売却差額10(売却額50－純資産100×40%)は、資本剰余金の増加項目として取り扱われる

4. のれんの償却/非償却

改正基準においても「のれんの償却処理」は引き続き行われます

前述の論点以外に、M&Aに係る会計処理に関し現行の日本基準とIFRSとの間で大きな差異があるものとして、「のれんの償却/非償却」の問題があります。

我が国の企業結合会計基準下で、のれんは20年内の一定の年数での定額償却が求められる一方、IFRSではのれんは非償却扱いとなり、毎期最低年に1回、減損テストを行うことが求められています。

のれんの非償却化については、ASBJが中心となり、我が国の企業結合会計においても採用すべきか、審議が続けられてきましたが、現段階では市場関係者の合意形成が十分に得られていないとして、今回の改正基

準において、のれんの非償却化は改正内容に含まれておらず、引き続き償却処理を行うこととされています。

今回の改正基準は、原則として 2016 年 3 月期から適用となりますので、我が国の会計基準下では、少なくともあと数年はのれんの償却処理が継続することとなります。

5. 日本版 IFRS とのれんの償却

IFRS は、基本的な考えが日本の企業経営や事業活動の実態にそぐわず導入コストが過大となることもあるため、我が国において IFRS を任意適用している企業は 2013 年 9 月末時点で 16 社に留まっています。

企業会計審議会(金融庁)は、我が国における IFRS の強制適用の是非等について未だその判断をすべき状況にないと考えている一方、国際的な同業他社との比較可能性を高めるニーズを鑑み、IFRS に基づく財務諸表を作成する意欲と能力がある企業が IFRS を比較的容易に適用できるような制度の改善を図るべきとして、「我が国に適した IFRS」(日本版 IFRS)の 2014 年秋までの策定を進めています。

日本版 IFRS 策定に当たっては、IFRS そのもの(ピュア IFRS)を我が国の実務、周辺制度の実状に照らし合わせて修正していくことが想定されており、M&A 会計に関しては、ピュア IFRS を修正する形でのれんの非償却を修正し、のれんの償却処理を日本版 IFRS に織り込むかが注目されています。

のれんの償却処理を行うか否かで企業損益に大きな違いが出て国際的な企業間比較に支障をきたすことは明白でありますので、日本版 IFRS において、のれんの償却処理を行うという修正作業を行えば、国際的に日本版 IFRS は「ピュア IFRS」と同等と認められなくなるおそれがあります。ピュア IFRS からの日本版 IFRS への修正内容について引き続き注視することが必要であり、その採用にあたっては慎重な判断が求められるものと考えます。

お問い合わせ先:
株式会社 DCo
月成 良平 ヴァイスプレジデント rtsukinari@dcokk.com